

京都市里道管理条例の一部を改正する条例（平成21年3月26日京都市条例第68号）（建設局土木管理部道路河川管理課）

里道の占用料の適正化を図るため、次のとおり里道の占用料の額を改定するとともに、減額又は免除の対象となる里道の占用物件を追加することとしました。

1 里道の占用料の額の改定

占 用 物 件		単 位	占 用 料			
			改 正 前		改 正 後	
			甲	乙	甲	乙
第12条第1項第1号に掲げる工作物	電柱及びその支柱類	1本につき1年	円 3,400	円 1,900	円 3,500	円 1,800
	電話柱及びその支柱類		2,000	1,100	2,100	据置き
	その他の柱類		150	85	210	110
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	20	11	30	15
第12条第1項第2号に掲げる物件	管 路	長さ1メートルにつき1年	140	60	90	45
					130	65
			170	85	190	95
			200	110	240	120
			410	220	370	190
					490	250
			1,000	560	870	440
					1,200	600
			2,000	1,100	据置き	1,000

	そ の 他 の も の	占有面積1平方メートルにつき1年	2,000	1,100	1,100	550
--	-------------	------------------	-------	-------	-------	-----

備考1 甲の欄は都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域に存する里道の占有について、乙の欄はその他の区域に存する里道の占有について、それぞれ適用します。

2 「電話柱」とは、電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除くものとします。

2 減額又は免除の対象となる里道の占有物件の追加

(1) 国又は地方公共団体が行う事業に係る工作物、物件又は施設

(2) 市長が街灯又は道路標識を設置している電柱又は電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）で、当該電柱又は電話柱の設置者からその使用料を徴収されていないもの

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

京都市里道管理条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第68号

京都市里道管理条例の一部を改正する条例

京都市里道管理条例の一部を次のように改正する。

第19条第1号を次のように改める。

(1) 国又は地方公共団体が行う事業に係る工作物、物件又は施設

第19条第8号中「もの」を「工作物、物件又は施設」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 市長が街灯又は道路標識を設置している電柱又は電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）で、当該電柱又は電話柱の設置者からその使用料を徴収されていないもの
別表第12条第1項第1号に掲げる工作物の項中「(電柱であるものを除く。）」

を削り、	「	<table border="1" style="margin: auto;"><thead><tr><th style="text-align: center;">円</th><th style="text-align: center;">円</th></tr></thead><tbody><tr><td style="text-align: center;">3,400</td><td style="text-align: center;">1,900</td></tr><tr><td style="text-align: center;">2,000</td><td style="text-align: center;">1,100</td></tr><tr><td style="text-align: center;">150</td><td style="text-align: center;">85</td></tr><tr><td style="text-align: center;">20</td><td style="text-align: center;">11</td></tr></tbody></table>	円	円	3,400	1,900	2,000	1,100	150	85	20	11	を	「	<table border="1" style="margin: auto;"><thead><tr><th style="text-align: center;">円</th><th style="text-align: center;">円</th></tr></thead><tbody><tr><td style="text-align: center;">3,500</td><td style="text-align: center;">1,800</td></tr><tr><td style="text-align: center;">2,100</td><td style="text-align: center;">1,100</td></tr><tr><td style="text-align: center;">210</td><td style="text-align: center;">110</td></tr><tr><td style="text-align: center;">30</td><td style="text-align: center;">15</td></tr></tbody></table>	円	円	3,500	1,800	2,100	1,100	210	110	30	15	に改め、
	円	円																								
	3,400	1,900																								
	2,000	1,100																								
150	85																									
20	11																									
円	円																									
3,500	1,800																									
2,100	1,100																									
210	110																									
30	15																									
	」		」																							

同表第12条第1項第2号に掲げる物件の項中

「	<table border="1" style="margin: auto;"><tbody><tr><td style="padding: 2px;">外径が0.1メートル未満のもの</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">140</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">60</td></tr><tr><td style="padding: 2px;">外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">170</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">85</td></tr><tr><td style="padding: 2px;">外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">200</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">110</td></tr></tbody></table>	外径が0.1メートル未満のもの	140	60	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの	170	85	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの	200	110	」
	外径が0.1メートル未満のもの	140	60								
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの	170	85								
外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの	200	110									

管 路	外径が 0.2 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	長さ 1 メートルに つき 1 年	410	220
	外径が 0.4 メートル以上 1 メートル未満のもの		1,000	560
	外径が 1 メートル以上のもの		2,000	1,100
そ の 他 の も の		占有面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	2,000	1,100

を

管 路	外径が 0.07 メートル未満 のもの	長さ 1 メートルに つき 1 年	90	45
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		130	65
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		190	95
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		240	120
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		370	190
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		490	250
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		870	440
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		1,200	600
	外径が 1 メートル以上のもの		2,000	1,000
そ の 他 の も の		占有面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	1,100	550

に改め、

同表備考 1 を次のように改める。

備考 1 甲の欄は都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域に存する里道の
占有について、乙の欄はその他の区域に存する里道の占有について、それ
ぞれ適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市里道管理条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用する。ただし、占用期間が施行日前に始まり、施行日を含む1年以下である占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(建設局土木管理部道路河川管理課)